国民年金

学生納付特例制度

される制度です。 学生納付特例制度とは、 申請により保険料の納付が猶予 学生の方

すので、ご希望の方は住所地の市町 村役場またはお近くの年金事務所 (郵送可)で申請ください。 新年度分の申請は4月からできま

対象者/大学(大学院)、短期大学、 準以下の学生。 校などに在学し、 高等学校、高等専門学校、専修学 本人の所得が基

38万円)以下 118 万円+ (扶養家族の数 X

※所得の目安

申請に必要なもの

国民年金手帳

に変更はありません。

- 学生証または在学証明書
- 印鑑 (本人自署の場合は不要)

保険料の追納

は、 保険料を納めることができます。 学生納付特例が承認された期間 10年以内であれば申し出により

月中旬に送付します。

問吉備庁舎住民課・和歌山西年金事 務所 ☎ 073 - 447 - 1660

保 険

保険料軽減措置 後期高齢者医療 理置が変更と療制度の

減措置があ 措置が表のと る所得割額 と、所得に応じて決ま 料は、等しく負担 び の合計額です。 ていただく均等割 4万4,177円 平 平 少ない方などに 成 成 29 年 28 年 8. 度保 度 93 % 所得 お 額 L 険 元被扶養者 所得割軽減 均等割軽減

5割

2割

持ち物/保険証、

受診券、

受診票

【変更後】平成29年度							
【参	}	考	平月	龙 2	8年	度	,
_	_	_		_	_	_	
. g)	の	5		変	の	į
1	ļ	軽減	割の		おり	、そ	

更されます。

割軽減、8.5割軽減 対象が拡大さ 2 割 [

割軽減、

なお、

均等

※元被扶養者の方のうち、 平成29年度保険料額の通知は、 り軽減措置の割合が9割および 割合が適用されます。 8. 5割に該当される方は、 所得によ その 7

428 - 6688 高齢者医療広域連合 吉備庁舎住民課・和歌山県後期 **7** 073

健 康

29年度医療・歯科健康診査 後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ

し込みは必要ありません。 直接お送りします。受診券発行の申 対象の方には5月下旬に受診券を

自己負担金/無料(平成29年度から) 実施期間/6月1日~平成30年2月28日 医療健康診査

9割

7割

- 実施場所/受診券に同封する一 表に記載された医療機関 (問診票) 覧
- GPT、γ-GTP)、尿・腎機 体診察)、脂質(中性脂肪、 能(尿糖、尿タンパク)、代謝系 体重、BMI、血圧)、診察(身 検査項目/問診、 (ヘモグロビンA1c) LDL) 、肝機能 計測 GOT, (身長、 H D
- ・その他 ※貧血検査(血色素量、赤血球数、 検査)、眼底検査については医師が 必要と判断した場合に追加検査実施 マトクリット値)、心機能(心電図 \wedge
- 構いません。 行われている場合は、 ている方など、定期的に健康管理が 既に同様の検査を受けている場合 病院・介護施設に入院・入所し 受けなくても

る必要があるか主治医にご相談くだ 医療機関を受診している方は、受け 生活習慣病の治療などで定期的に

歯科健康診査

- 85 歳、 対象者/平成28年度中に75歳、 90歳以上の誕生日を迎えた方 80
- 実施期間/6月1日~平成30年2月28日
- 自己負担金/無料
- 持ち物/保険証、受診券、 (問診票) 受診票
- 健診項目/問診、口腔診断、表に記載された医療機関 実施場所/受診券に同封 する一 覧
- 健診項目 機能検査 \Box 腔

問和歌山県後期高齢者医療広域連合 3 073 - 428 - 6688

受診券を発行します特定健康診査

連絡ください。 希望される方は、 の誕生日までに特定健康診査受診を た平成29年度に75歳になる方で75歳 保険に加入された40歳以上の方、ま 平成29年4月1日以降で国民健康 健康推進課までご

ける受診券を発行します。 無料で特定健康診査を受診いただ

尚金屋庁舎健康推進課